

行審第78号
平成31(2019)年3月20日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県行政不服審査会
会長 塚本 純

実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見について

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第7条第2項第9号の規定に係る平成31(2019)年2月13日付け国医第521号で意見を求められた標記の件については、個人情報の利用、提供を行う必要があると認められます。

ただし、提供に当たっては、提供を実施する際の安全管理措置に十分な注意を払うとともに、提供先においても実施機関と同等の安全管理措置が講じられるように、提供先に対して必要かつ適切な助言を行うよう配慮を願います。

(参考)

栃木県個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に係る
個人情報の利用及び提供の制限に関する適用除外事項について

個別事項

個人情報取扱事務 の名称	利用及び提出先	利用及び提供する個人 情報の内容	提供する理由又は必要性等
市町による第三者 行為求償事務に関 する情報提供事務	利用 国保医療課 提供先 市町国保主管課 (宇都宮市を除く)	第三者行為被害者の 氏名、住所、生年月日	国民健康保険法施行規則(昭和 33年厚生省令第53号)第32条の 6により、第三者加害事案の場 合、被保険者には市町への届出が 義務付けられているが、被保険者 自ら届出すべき事案か判断する のは困難であるため、被保険者が 届出義務に違反した状態である とともに、保険者である市町が本 来負担すべきでない保険給付を 行っている実情がある。被保険者 の届出義務違反状態を解消し、国 民健康保険の健全な運営を確保 するため、第三者加害事案の被害 者情報を提供することは、公益上 の必要性がある。